

平成25年度

福島県衛生検査精度管理調査報告書

福島県

福島県衛生検査精度管理委員会

はじめに

この報告書は、平成25年度福島県衛生検査精度管理調査の結果をとりまとめたものです。

この調査の目的は、県内の衛生検査所における検査精度の質的向上を図ることであり、これにより、県民の医療サービスの向上につながることになります。

この事業は、社団法人福島県臨床衛生検査技師会への委託事業として、毎年、ブラインド方式により調査を実施しているものであり、今年度は12施設の衛生検査所が参加し、生化学的検査、血液学的検査、血清学的検査及び微生物学的検査を実施いたしました。

ブラインド方式調査は、あらかじめ調査検体である旨を伝えて実施するオープン方式調査と比較して、検査値の信頼性に関する実質的な問題点を把握するためには非常に有効な方法であり、来年度以降も内容の充実を図りながら実施したいと考えております。

今回の調査結果は、概ね満足すべき水準にありましたが、残念ながらいくつかの施設につきましては、問題点がありました。これらについては、早急に業務の改善に努めていただき、検査精度の向上が図られることを期待します。

今後とも、本調査がより一層効果的なものとなりますよう必要な見直しを行いながら実施していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

おわりに、本調査の実施に御尽力いただきました福島県衛生検査精度管理委員の皆様、並びに社団法人福島県臨床衛生検査技師会に厚く御礼申し上げますとともに、本調査に御協力くださいました関係機関の皆様方に対し、心より御礼申し上げます。

平成26年3月

福島県保健福祉部薬務課

課長 在原 登

目 次

平成25年度福島県衛生検査精度管理事業実施方針	1
平成25年度福島県衛生検査精度管理事業実施経過表	2
平成25年度衛生検査精度管理調査参加施設一覧	3
精度管理調査項目別結果及び講評	4
福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	13
福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	14
福島県衛生検査精度管理委員名簿	15

平成25年度福島県衛生検査精度管理事業実施方針

1 目的

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的とし、事業を実施する。

2 事業の実施主体

福島県(外部精度管理調査については、社団法人福島県臨床衛生検査技師会に外部委託して実施する。)

3 実施内容

(1)衛生検査精度管理委員会の開催(年2回開催予定)

- ・ 事業実施方針の検討
- ・ 精度管理調査結果の解析
- ・ 衛生検査所立入調査の実施方法の検討
- ・ 立入調査の結果検討

(2)外部精度管理調査

ブラインド方式を含めた外部精度管理調査を実施する。

【実施項目】

◇生化学検査

Hb-A1c、TSH、FT4

◇血液学検査

WBC、RBC、Hb、Hct、Plt、WBC自動5分類

◇血清学検査

血液型(ABO、Rh)、不規則抗体 2検体

◇細菌検査

菌同定(2検体)

医療機関用1検体(感受性試験も含む)、保菌検査用1検体

(3)衛生検査所の立入調査

6カ所

平成25年度福島県衛生検査精度管理事業実施経過表

平成25年8月 6日(火)	第1回衛生検査精度管理委員会 事業方針及び精度管理実施項目の検討
8月30日(金)	精度管理調査実施通知(県内の衛生検査所)
----- 外部精度管理調査(ブラインド方式) -----	
9月～10月	協力医療機関等の選定及び内諾調整
11月15日(金)	県医師会長への協力依頼 * 薬務課対応
11月13日(水)～ 25日(月)(4日間)	協力医療機関等(12施設)への依頼 * 薬務課対応(訪問)
12月10、17、20日、 平成26年1月7日 (4日間)	調査検体の配布(協力医療機関より依頼) * 県技師会対応
2月3日(月)	結果調査報告完了 (衛生検査所→医療機関→県技師会)
2月3日(月)～	結果解析 * 県技師会対応
1月20日(月) ～2月6日(木)	衛生検査所立入調査(6施設)
3月11日(火)	第2回衛生検査精度管理委員会 精度管理調査報告書(案)のまとめ

平成25年度衛生検査精度管理調査参加施設一覧

	衛生検査所名	所在地
福島県	公益財団法人福島県保健衛生協会	福島市方木田字水戸内19-6
	株式会社環境分析研究所	福島市東浜町22-2
	公益財団法人福島県保健衛生協会 会津地区センター	会津若松市北会津町真宮新町北1丁目13
	株式会社ビー・エム・エル福島	福島市御山字一本木29-1
	福島衛生検査所	本宮市字舘町161番地2
郡山市	株式会社ビー・エム・エル郡山	郡山市並木三丁目2-7
	株式会社江東微生物研究所 郡山ラボラトリー	郡山市喜久田町卸3-24
	公益財団法人福島県保健衛生協会 県南地区センター	郡山市喜久田町菖蒲池22番地の377
いわき市	株式会社江東微生物研究所 微研東北中央研究所	いわき市好間工業団地4-18
	三菱化学メディエンス株式会社 いわきラボラトリー	いわき市平字五色町6-2
	株式会社昭和メディカルサイエンス	いわき市内郷綴町金谷19-15
	公益財団法人福島県保健衛生協会 いわき地区センター	いわき市小島町二丁目14-7

精度管理調査項目別結果及び講評

1 生化学的検査・血液学的検査

今年度、協力医療施設から登録検査所に対しての依頼検体は、生化学的検査は、市販標準血清とボランティアから採血した血液の2種類を使用した。血液学的検査には、配布当日にボランティアから採血した血液検体を用いた。

生化学的検査項目は、糖尿病関連項目として、表記法がJDS値からNGSP値に統一されたHb-A1cを実施した。その値と表記法について検査した。

さらに、福島県内の特殊事情により今後依頼が増える可能性のある、甲状腺関連ホルモンの2項目を実施した。

測定結果は、オープン調査での同一項目での各医療機関の測定値のバラツキと比較し、Hb-A1cは測定方法、機種間差が特にみられなかった。その結果や表記法、依頼の方法も厚労省の指導に準拠していた。

また、甲状腺関連項目は、標準方法、標準物質が各社により差がみられることなどにより、各測定方法間の反応性の違いなどが指摘されている。基準範囲はほとんど同じ数値を使用している。今後、早急な標準化が望まれる項目である。

血液学的検査項目は、昨年と同様に血球算定を実施した。さらに、原発事故を受け検診項目に加えられている白血球5分類のデータも依頼した。

測定結果は、オープン調査の各医療機関での測定値のバラツキと比較しても大きな差は認められなかった。また、昨年の委員会でも指摘があった「各項目の検査結果の表記方法が施設により異なっている」点については、オープン調査でも調査したところであるが、登録検査所のみならず、各医療機関においても統一されておらず、特にWBCの表記では 0.0×10^3 、 00×10^2 、 $0000/\mu\text{l}$ と3種にわたり、RBCでは、 0.00×10^6 、 000×10^4 、PLTでは、 000×10^3 、 00.0×10^4 と位取りが違いう表記となっている。昨年、県内で検査データの転記ミス[※]が大きな話題となった。国際血液学標準化委員会(ICSH)では用語の混乱をさけるため、単位は基本的にSI単位を使用することを勧告している。しかし、各医療機関では、長年使い慣れた単位の変更は抵抗が大きく、統一化はなかなか進まないのが現状であるが、それらの問題の解決にさらなる努力が必要である。

測定値は、昨年度と同様に、生化学的検査、血液学的検査などの検体系検査項目に関しては、自動化が進み測定精度が格段と向上している。登録検査所は多くの医療機関への検査データを提供する重要な責務を負っており、医療機関と協力し、これらの課題克服に尽力して頂きたい。

※ 平成24年度県民健康管理調査で判明した、健康診査の血液検査結果データの転記誤り。完了した血液検査結果伝票の値を、受診録に転記する際、数値の桁数誤りや、記入する欄にズレを生じさせるなどして受診録を提出し、通知機関がそのままの数値をデータ化して結果を送付してしまったもの。

生化学検査結果一覧

施設No.	TSH	FT ₄	Hb-A1c
1	8.1	3.0	5.2
2	8.0	3.1	5.3
3	7.2	3.7	5.4
4	7.7	3.0	5.3
5	6.9	3.7	5.3
6	7.9	2.9	5.4

対照検査施設

A	7.8	3.8	5.5
B	7.4	2.8	5.6

μ IU/ml

ng/dl

% (NGSP)

血液学的検査結果一覧

施設No.	WBC	Baso	Eosino	Neutro	Lympho	Mono	RBC	Hb	Ht	MCV	MCH	MCHC	Plt
1	6010/ μ l	0.5	3.3	54.8	33.9	7.5	$501 \times 10^4/\mu$ l	16.6	46.9	94.0	33.1	35.4%	23.7
2	6350/ μ l	/	/	/	/	/	$508 \times 10^4/\mu$ l	17.3	50.0	98.0	34.1	34.6%	23.0
3	5800/ μ l	0.5	4.0	56.3	32.1	7.1	$509 \times 10^4/\mu$ l	17.0	49.0	96.0	33.4	34.7g/dl	21.4
4	6300/ μ l	0.2	3.6	55.3	34.6	6.3	$497 \times 10^4/\mu$ l	16.8	48.7	98.0	33.8	34.5%	21.8
5	5900/ μ l	0.0	3.0	58.0	32.0	7.0	$513 \times 10^4/\mu$ l	17.0	48.3	94.0	33.1	35.2g/dl	22.0
6	$59 \times 10^2/\mu$ l	0.3	3.1	56.1	34.4	6.1	$493 \times 10^4/\mu$ l	16.5	48.6	98.6	33.5	34.0%	21.6

× 10⁴/ μ l

対照検査施設

A	6.0 × 10 ³ / μ l	0.2	4.5	54.8	33.2	7.3	4.97 × 10 ⁶ / μ l	16.8	46.7	94.0	33.8	36.0%	226 × 10 ³
	6.3 × 10 ³ / μ l	0.6	3.9	53.0	32.2	3.9	4.90 × 10 ⁶ / μ l	16.2	47.7	97.2	33.1	34.1%	212 × 10 ³
B	$63 \times 10^2/\mu$ l	0.5	4.1	54.3	35.6	5.5	$499 \times 10^4/\mu$ l	16.8	47.4	95.0	33.7	35.4g/dl	22.2 × 10 ⁴

%
%
%
%
%
g/dl
%
fl
pg
/ μ l

2 血清学的検査(血液型)

今年度は、2検体を配布し、ABO・Rh(D)血液型、不規則抗体検査を依頼した。検体1はO型Rh(D)陽性、不規則抗体陰性検体で、問題無く判定できることを目的とした。検体2は不規則抗体陽性であり、抗体検出感度や不規則抗体陽性の場合の報告様式を把握することを目的とした。試料としては正常B型Rh(D)陽性、Fy(b-)の血液に市販の抗Fy^bポリクロナル抗体を添加し、各検査所指定の容器に分注し、配布した。

検査結果報告を表に示した。今回は緊急検査依頼としなかったため、すべて本社ラボで検査を実施しており(実質4箇所)、実際に精度管理に参加した福島県内登録検査所で検査が実施されたのは1検査施設(No.5)のみであった。

ABO・Rh(D)血液型については、検体1、2とも全ての検査施設で正しく判定・報告されていた。

不規則抗体については、検体1は全ての検査施設で陰性で、正しく判定・報告されていた。検体2はNo.6で陰性の結果であったが、他の5施設は陽性、または弱陽性と報告されていた。抗体特異性はNo.3、No.5の検査施設が「抗Fy^b」、No.1、No.4の検査施設が「抗Fy^b疑い」との報告であり、No.2の検査施設は「反応性が非常に弱く特異性同定に至らず」との報告であった。5施設とも同定パネル赤血球での反応結果が添付されていた。

不規則抗体検査では、抗体の種類や強さ、検査方法、間接抗グロブリン試験に用いる反応増強剤などにより、検出感度が異なる。検査方法としては精度管理対象検査施設全てが自動化カラム凝集法による間接抗グロブリン試験と酵素2段法の併用を採用していた。

抗Fy^bは、抗体保有者に不適合輸血を行うと溶血性輸血副作用を起こす危険のある“臨床的に意義のある抗体”とされていて、低力価でも検出できることが望ましい。しかし、今回の試料は、ポリエチレングリコールを反応増強剤とした試験管法による間接抗グロブリン試験(対照検査施設)では検出可能だが、カラム凝集法による間接抗グロブリン試験では検出限界程度の力価であったため、「特異性同定には至らず」(No.2)や「陰性」(No.6)の判定となった施設があったと考えられる。全自動の輸血検査機器を用いている場合、方法の変更は困難であるが、今後、添加試薬の変更などにより検出感度を上げる方法がないか、検査機器や試薬のメーカーに相談することも検討して頂きたい。

血清学検査(血液型)検査結果一覧

施設No.	検査実施ラボ	検査方法	検体No.	検査結果		備考
				ABO血液型	RhD	
1	本社ラボ	マイクロプレート法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
2	本社ラボ	マイクロプレート法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
3	いわき本社ラボ	試験管法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
4	本社ラボ	カラム凝集法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
5	いわき本社ラボ	試験管法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
6	本社ラボ	カラム凝集法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	

対照検査施設

A		試験管法とスライド法の併用	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	
B		試験管法	1	O型	陽性	
			2	B型	陽性	

血清学検査(不規則性抗体)結果一覧

施設No.	検査実施ラボ	検査方法	検体No.	検査結果		備考
				不規則抗体	特異性	
1	本社ラボ	ゲルカラム凝集法	1	陰性		同定パネルの検査結果添付有り
			2	陽性	抗Fy ^b 疑い	
2	本社ラボ	ゲルカラム凝集法	1	陰性		反応が弱く特異性同定には至らず。同定パネルの検査結果添付有り
			2	弱陽性	同定出来ず	
3	いわき本社ラボ	ゲルカラム凝集法	1	陰性		同定パネルの検査結果添付有り
			2	陽性	抗Fy ^b	
4	本社ラボ	ビーズカラム凝集法	1	陰性		同定パネルの検査結果添付有り
			2	陽性	抗Fy ^b 疑い	
5	いわき本社ラボ	ゲルカラム凝集法	1	陰性		同定パネルの検査結果添付有り
			2	陽性	抗Fy ^b	
6	本社ラボ	ビーズカラム凝集法	1	陰性		
			2	陰性		

対照検査施設

A		試験管法(反応増強剤:ポリエチレングリコール)	1	陰性		
			2	陽性	抗Fy ^b	
B		試験管法(反応増強剤:ポリエチレングリコール)	1	陰性		同定パネルの検査結果添付有り
			2	陽性	抗Fy ^b	

3 微生物学的検査

今年度ブラインド精度管理調査の保菌検査施設は6施設で実施した。検体は*Salmonella enteritidis* を混入した疑似便を使用し、菌種同定と*Salmonella* 属に関する報告方法について評価した。医療検査施設は6施設で実施した。検体は*Haemophilus influenza*(BLNAR : β -lactamase-negative ampicillin-resistant)および常在細菌2菌種を混入した呼吸器系(咽頭)由来疑似検体を用い、菌種同定と薬剤感受性試験を実施した。

保菌検査施設6施設ではすべて*Salmonella* 属が検出されており、腸チフス菌およびパラチフスA菌の否定あるいは*Salmonella* 属の血清型別試験結果が報告されている。*Salmonella* 属は下痢や発熱を伴う感染性胃腸炎をひきおこし食中毒の原因菌となる。特に、*Salmonella typhi* (腸チフス菌)、*Salmonella paratyphi A* (パラチフスA菌)は病原性の強さと感染性から感染症法における3類感染症に指定される腸チフス症およびパラチフス症の原因菌である。保菌検査で*Salmonella* 属が検出された場合この2菌種と他の*Salmonella* 属との鑑別は重要である。

医療検査施設6施設ではすべて*H.influenza* が検出されていたが、BLNARの判定報告まで行っているのは2施設だった。*H.influenza* は呼吸器系感染症(肺炎)や小児においては化膿性髄膜炎の原因菌となるが、*H.influenza*を含む*Haemophilus*属は呼吸器系の常在細菌であり感染症原因菌の判定は菌量など臨床において総合的に判断すべきである。近年、院内感染や耐性菌が注目されており、*H.influenza* ではアンピシリン(ABPC)耐性が問題視されるが、今回の調査でABPCの感受性に乖離がみられた。対象検査施設での判定もR(耐性)とI(中間耐性)と若干の乖離があることから使用した菌株のABPC感受性ブレイクポイントが微妙な位置だった可能性もある。しかし、S(感受性)と判定している施設に関しては感受性判定の再確認をすべきと考える。また、施設No6で *Staphylococcus aureus* (MSSA)が検出報告されているが今回提供した検体には含まれていない菌種である。この点に関しても菌の検出同定を再確認する必要がある。

抗菌薬の選択は施設が導入している検査機器により相違がある。その精度保持には内部精度管理が重要であり、Clinical and Laboratory Standards Institute (CLSI)標準法を参考に実施することが推奨される。

微生物学的検査結果一覧

1 給食施設(同定検査のみ)

施設No.	検査依頼日	報告日	検査結果(同定結果)
7	2013.12.10	2013.12.13	培養・同定菌名 <i>Salmonella</i> species (コメント)サルモネラ属菌が検出されました。サルモネラ血清型O-9 H-G 食中毒原因菌シゲラ・カンピロバクターは陰性です。腸管出血性大腸菌6菌種は陰性です。
8	2013.12.20	2013.12.26	赤痢菌:陰性 腸チフス:陰性 パラチフス:陰性 サルモネラ:陽性 病原性大腸菌O157:陰性 サルモネラ O群別不能
9	2013.12.17	2013.12.20	赤痢:陰性 腸チフス菌:陰性 パラチフスA菌:陰性 その他のサルモネラ菌:*陽性 腸管出血性大腸菌O157:陰性
10	2013.12.11	2013.12.14	赤痢菌:陰性 サルモネラ菌:O9群 EHEC:陰性
11	2013.12.11	2013.12.16	赤痢菌:陰性 腸チフス菌:陰性 パラチフスA菌:陰性 その他のサルモネラ菌:*陽性 腸管出血性大腸菌O157:依頼無し
12	2014.1.7	2014.1.15	赤痢菌:陰性 腸チフス:陰性 パラチフス:陰性 サルモネラ:陽性 病原性大腸菌O157:陰性

対照検査施設

A	2013.12.10		<i>Salmonella enteritidis</i> (血清型 O9, H型 G,m)
B	2013.12.10		<i>Salmonella</i> sp. (報告コメント)9群(+) Vi(-)
C	2013.11.6		<i>Salmonella enterica</i> var. <i>enteritidis</i> 血清型 O9 H型 G, m

2 医療施設(同定・薬剤感受性検査)

(1) 同定検査結果

施設No.	検査依頼日	報告日	検査結果(同定結果)※
1	2013.12.10	2013.12.16 (12.14仮報告)	<i>Haemophilus influenzae</i> (BRNAR) (2+), <i>Neisseria</i> sp. (口腔常在菌) (1+)
2	2013.12.10	2013.12.16	<i>Haemophilus influenzae</i> (Low-BRNAR) (2+), <i>Neisseria</i> sp. (口腔常在菌) (1+)
3	2013.12.10	2013.12.13	<i>Haemophilus influenzae</i> (+), <i>Neisseria</i> spp. (+)
4	2013.12.10	2013.12.13	<i>Haemophilus influenzae</i> (2+), <i>Neisseria</i> sp. 口腔の常在菌 (1+)
5	2013.12.10	2013.12.13	<i>Haemophilus influenzae</i> (+), <i>Neisseria</i> spp. (+)
6	2013.12.10	2013.12.14	ヘモフィルス(2+) <i>H. influenzae</i> スタフィロコッカス(1+) <i>S. aureus</i> (MSSA) 他はNORMAL FLORA(1+)

対照検査施設

A	2013.12.10		<i>Haemophilus influenzae</i> (BRNAR) 菌量 1、 <i>Neisseria</i> sp. 菌量 1以下
B	2013.12.10		<i>Haemophilus influenzae</i> 菌量 3+ α - <i>Streptococcus</i> 2+, <i>Neisseria</i> sp. 2+

※ 検査結果は、報告書の表記通りに記載しています。

微生物学的検査結果一覧

(2) 薬剤感受性検査結果

使用薬剤／施設No	1	2	3	4	5	6	対象検査施設	
							A	B
ABPC	R	I	S	I	S	S	R	I
ABPC／SBT	R	R					R	S
ABPC／CVA	R	R		S			R	S
CTM	R	R					R	R
CTX	S	S	S		S		S	S
CTRX			S	S	S		S	S
CFPM						S	S	S
CZOP							*	*
CCL				R			R	I
CFIX							S	S
CDTR-PI	S	S	S		S		S	S
MEPM	S	S	S	S	S	S	S	S
CAM	S	S	S	S	S	S	I	S
TC	S	S					S	S
CP							S	S
CPFX	S	S				S	S	S
LVFX	S	S	S	S	S	S	S	S
ST	S	S		S			S	S
RFP							S	S
CFDN	R	S						
AZM	S	S		S				
CFPN-PI	S	S		S		I		
VCM						R		

R: Resistant(耐性)
 I: Intermediate(中間)
 S: Susceptible(感性)

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業(以下「この事業」という。)の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱(平成2年2月5日)は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めるとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱(平成2年2月5日)

(2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱(平成2年2月5日)

3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

平成25年度福島県衛生検査精度管理委員会名簿

職	氏名	所属団体	勤務先
会長	笹原 賢司	福島県	福島県衛生研究所
委員	星 北斗	社団法人福島県医師会	公益財団法人星総合病院
委員	川畑 絹代	社団法人 福島県臨床衛生検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学 附属病院 輸血・移植免疫部
委員	早川 希威	社団法人 福島県臨床衛生検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学 附属病院 検査部
委員	高橋 清明	社団法人 福島県臨床衛生検査技師会	福島県立総合衛生学院
事務局	在原 登	薬務課長	
	吉村裕治	薬務課 専門薬剤技師	
	後藤 香	薬務課 主任薬剤技師	